

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 36 回定例総会議事録

令和 8 年 6 月 2 4 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 36 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
- (2) 第66回企業的農業経営顕彰事業における候補者の推薦について (資料2)
- (3) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について(資料3)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料4)
合計5件 (内訳：4条関係2件、5条関係3件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料5)

3 その他

- (1) じゃがいも収穫体験について (資料6)

4 次回日程

日 時 令和8年7月21日(火) 午後3時30分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	松澤 智昭	委員
	染宮 利章	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	迫川 智子	農政担当係長
	橋本 陣	書記

事 務 局 長	只今より、第２５期第３６回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、松澤智昭委員、染宮利章委員を指名させていただきます。欠席の届出が安井一郎委員から出ております。 それでは、協議事項（１）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 長	番号１、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は３９です。 土地の所在は、蓮根二丁目２４番１２及び２４番４０の２筆で、地目は何れも畑、面積は合計で１，３０３．６９平方メートルです。 概ねの位置ですが、１ページ下段の生産緑地番号３９の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線 蓮根駅の南西側です。 ６月１０日に、松澤 智昭 委員が現地を確認して頂いております。 問題等がなければ、３ページの証明書を発行いたします。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	生産緑地番号３９番の様子です。 野菜は、じゃがいも、ナス、トマトなどが植えられているのが確認できました。また、野菜の圃場の周りには、梅、ミカン、あんずの樹が植えられておりました。 適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、番号２、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は２７です。 土地の所在は、赤塚五丁目８６９番６、８７４番１及び８７９番の３筆で、地目は何れも畑、面積は合計で１，２４３平方メートルです。 概ねの位置ですが、２ページの生産緑地番号２７の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚植物園の西側です。 ６月１１日に、稲本 政美 委員が現地を確認して頂いております。 問題等がなければ、４ページの証明書を発行いたします。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	生産緑地番号２７番の様子です。

会 長	じゃがいも、里芋などが植えられているのが確認できました。 適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 説明は以上でございます。
松 澤 委 員	何か、ご意見、ご質問はございますか。 特にないようですので、まずは番号 1 番の現地確認をいただいた松澤委員から、現地について簡単にご説明をいただければと思います。
会 長	相続税の納税猶予を受けてからかなり長い期間が経っているところであり、果樹が多く植えられておりまして、耕作者も高齢であることから管理していくのは大変だと思います。 しかしながら圃場は問題なく管理されており、証明書の発行に問題はないかと思います。
稲 本 委 員	続きまして、番号 2 番の現地確認をいただいた稲本委員から、現地について簡単にご説明をいただければと思います。
会 長	きれいにマルチを設置しており、問題なく耕作をされていたので証明書の発行に問題はないかと思います。
事 務 局 長	他に何かございますか。 特にないようですので、採決に移りたいと思います。 本件証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成者多数のため、事務局は証明書の発出をお願いいたします。 続きまして、協議事項(2)第 66 回企業的農業経営顕彰事業における候補者の推薦について、事務局から説明をお願いいたします。
書 記	こちらにつきましては、書記からご説明いたします。 5 ページ、資料 2 をご覧ください。概要ですが、主催は一般社団法人東京都農業会議でございます。 推薦の条件としまして、昨年度から条件が緩和されまして、① 7 年以上営農している 40 歳以上の方である、② 年間農業収入がおおむね 500 万円以上の方、又は、耕種農家で、10a あたりの農業収入が 70 万円以上であること、または、候補者が認定農業者であることでございます。

会 長	推薦期限は8月31日までとなっており、表彰式は来年2月18日の農業者大会にて実施されます。過去の受賞者は6ページに記載のとおりです。 被推薦者ですが、運営委員会で協議させていただきました結果、資料記載の方を推薦したいと考えております。 候補者の要件との合致状況についてでございますが、①は、営農期間も7年以上あり、問題ございません。②番の条件は、まず、イの耕種農家で10aあたりの農業収入が70万円以上ある部分で売り上げ面で合致しており、加えてウの候補者本人が認定農業者であることの2点を満たしております。 説明は以上でございます。 何か、ご意見、ご質問はございますか。 特にないようですので、採決に移りたいと思います。 資料記載の方の推薦について賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成者多数のため、事務局は候補者の推薦をお願いします。 続きまして、協議事項(3)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 長	板橋区 都市型 農業振興・農地保全 推進事業費 補助金 交付申請が、2件ございます。 7ページ、資料3をご覧ください。 申請者の氏名及び住所は、記載のとおりでございます。 対象事業は「小規模農地 生産力増強 事業」で、事業内容は「被覆張替 工事」です。 施行場所は記載のとおりで、事業経費は60万5千円、申請金額は20万1千円です。 1枚おめくりいただいて9ページが事業計画となっておりまして、本年6月にハウス3連棟の雨よけ被覆の張替工事を行う計画となっております。 さらに1枚おめくりいただいた11ページが見積書、15ページが被覆資材の案内となっております。 17ページの補助要件等と照らし合わせましたところ、事務局としても、補助要件に合致しているものと考えております。 問題等がなければ、18ページの答申書を発行したいと考えております。 続きまして、19ページをご覧ください。

	申請者の氏名及び住所は、記載のとおりでございます。 対象事業は「小規模農地 生産力増強 事業」で、事業内容は「パイプハウス張替 及び換気装置取付工事」です。 施行場所は記載のとおりで、事業経費は31万6,300円、申請金額は10万5千円です。 1枚おめくりいただいて21ページが事業計画となっております、本年7月にパイプハウスの張替及び換気装置の取付工事を行う計画となっております。 さらに1枚おめくりいただいた23ページが見積書、24ページが各資材の案内となっております。 26ページの補助要件等と照らし合わせましたところ、事務局としましても、補助要件に合致しているものと考えております。 問題等がなければ、27ページの答申書を発行したいと考えております。 説明は以上でございます。
会 長	1件目について何か、ご意見、ご質問はございますか。
委 員	本件申請者はぶどうを栽培されているかと思いますが、今回の被覆張替え工事を行うことによってどのような効果があるのでしょうか。
事 務 局 長	ぶどうへの日差しを和らげるためのものと想定されます。また、今回の工事は、既に設置されている被覆が破れてしまったため、その張替えのための工事となります。
委 員	申請書内の事業計画について、もう少し今後の営農計画などの記載を求めてもよいのではないのでしょうか。また、補助事業の内容によっては計画などの記載も難しいこともあるかと思いますが、様式の見直しも必要かと思えます。
事 務 局 長	今後、申請を受けた際は、より詳細に確認し、申請様式につきまして今後見直しを図りたいと思います。 2件目につきまして何か、ご意見、ご質問はございますか。
委 員	本件の申請書内の申請金額につきまして、補助額ではなく事業の総額となっておりますが誤りではないのでしょうか。
事 務 局 長	こちらで誤りを見落としておりました。 後日申請者に連絡し、再提出を求めるようにいたします。

委員	1件目は被覆張替え工事で、2件目はパイプハウス張替え工事となっていますが、1件目と2件目の工事内容の違いは何でしょうか。
書記	原則は申請者から受領した見積書等の記載を元に表現をしておりますが、1件目は破れたハウスのビニール被膜の張替えの工事で、2件目は既存のパイプハウスのビニール被膜を外し、新たに窓を設置したうえで再度被覆する工事となります。
会長	他に何かございますか。 特にないようですので、採決に移りたいと思います。 本件1件目の補助金の交付に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成者多数のため、事務局は答申書の発出をお願いします。 2件目につきましては申請内容に不備があるということで、再度申請をいただき、その後改めて審議したいと思います。
事務局長	続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。 それでは、資料4、28ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和8年5月11日から同年6月10日までに届出があったもの、2件でございます。 専決番号1、土地の所在が新河岸二丁目74番3の1筆で、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地となっています。面積は342平方メートル、転用の目的は倉庫です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、28ページ下段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、新河岸陸上競技場の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書記	こちらの土地は、今年の2月の総会の際にご報告をさせていただいた土地になりまして、受理通知書を渡したのちに、筆の分筆を行ったため、再度の手続きが必要になったものでございます。 現況は倉庫となっております。 説明は以上でございます。
事務局長	続きまして専決番号2、土地の所在が東山町35番31の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。

書 記	面積は137平方メートル、転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、29ページの専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、都立大山高等学校の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。 現況は戸建て住宅となっております。こちらは現況に対する届出でございます。 説明は以上でございます。
会 長	4条関係2件について、ご意見、ご質問はございますか。 特にないようですので、続いて5条関係の説明をお願いします。
事 務 局 長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和8年5月11日から同年6月10日までに届出があったもの、3件でございます。30ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が高島平四丁目24番24の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっております。 面積は、90平方メートル、転用の目的は個人住宅です。 譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、31ページ上段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、高島第三中学校の北側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	こちらの土地は、昨年10月の総会の際にご報告をさせていただいた土地になりまして、受理通知書を渡したのちに、筆の分筆を行ったため、再度の手続きが必要になったものでございます。 現況は空き地となっております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号2、土地の所在が高島平七丁目32番7の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっております。面積は396平方メートル、転用の目的は駐車場です。 譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、31ページ下段の専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線新高島平駅の北側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は駐車場となっております。 こちらは現況に対する届出でございます。 説明は以上でございます。

事 務 局 長	続きまして、専決番号３、土地の所在が成増四丁目５６４番３７及び５６４番３８の２筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は何れも不耕作地となっています。 面積は合計で２３１平方メートル、転用の目的は長屋です。 譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、３２ページの専決番号３の案内図において、矢印が指しているところ、成増が丘小学校・赤塚第二中学校の北側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	こちらの土地は、令和６年の３月の総会の際にご報告をさせていただいた土地になりまして、受理通知書を渡したのちに、筆の分筆を行ったため、再度の手続きが必要になったものでございます。 現況は長屋となっております。説明は以上でございます。
会 長	５条関係３件について、何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	１番につきまして、本件の譲渡人である業者が本件土地を買い取ったときに転用の手続きを行っているので、そのタイミングで地目を変更すべきなのに、なぜ分筆後に再度農地転用の届出が出されるのでしょうか。
書 記	本来の手続きにおいては、一回目の農地転用がなされたタイミングで地目の変更をすべき案件ですが、法務局での手続きにおいて、登記上の地目を変更するためには既に建物の基礎ができている等、変更内容と現況があっていることが必要であると聞いております。 よって推測ではありますが、本件については現状まだ更地ですので、法務局にて手続きができなかったことが考えられます。
会 長	他に何かございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（２）地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、３３ページ、資料５をご覧ください。令和８年５月１１日から同年６月１０日までに東京法務局 板橋出張所より照会のあったものが１件ございます。 番号１、土地の所在が成増四丁目５２２番１及び５２２番３の２筆で、登記簿上の地目は何れも畑、面積は合計で１０１平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、５月

	15日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を5月20日に東京法務局 板橋出張所に回答しております。 概ねの位置は、33ページ下段、番号1の案内図において、矢印が指しているところ、成増が丘小学校・赤塚第二中学校の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は、集合住宅となっております。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
会 長	何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	照会のあった面積と、本件集合住宅の面積がみるからに異なりますが、どの部分になりますでしょうか。
書 記	本件については、集合住宅内の土地の一部となります。 細かく筆が分かれているため、具体的な部分をモニターでお示しすることはできませんが、集合住宅内の土地であることは確認できております。
会 長	他に何かございますか。 特にないようですので、続きまして、その他（1）じゃがいも収穫体験について事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは34ページ、資料6をご覧ください。 毎年、板橋区民農園農芸指導員の会の皆様にご協力をいただき実施している事業でございます。実施日時は、一般申込が令和8年6月13日（土）午前9時～午後2時、団体申込は6月15日（月）～19日（金）と21日（日）、22日（月）の午前中に実施いたしました。実施会場は、赤塚五丁目22番、農業体験農園で、収穫予定株数は約2,043株、参加費は2株500円として実施いたしました。 申込状況ですが、団体申込が28団体、857名、一般申込が854グループ1,293名でした（倍率：2.9倍）。一般申込みは定員450名で募集しておりましたが、じゃがいもの生育状況が良かったことから、当選者を増やし、504名を当選といたしました。 実施状況といたしましては、一般申込の方は303グループ、466名と9割近くの方にご参加いただきました。また、団体申込の方は、雨の日

会 長	が多かったのですが、日程変更に対応し、27 団体 822 名の方にご参加いただくことができました。 最後にじゃがいもの状況ですが、品種は「とうや」を使っていますが、とても生育が良く、1 株で1 キログラム前後の収量があり、ご参加いただきました皆様に、とても楽しんでいただけたように感じています。 説明は以上でございます。 何かご意見、ご質問はございますか。 全体を通して何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第36 回定例総会を閉会いたします。 （終了時間 午後3 時0 1 分） 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・ 定例総会 7 月 2 1 日（火）午後3 時3 0 分
------------	--